

飲食店・営業時間短縮に係る協力金について

東京都は今年24日までリバウンド防止措置期間として以下協力した店舗に協力金を支給します。東京都の徹底点検済証の交付を受けているかによって要請内容が異なりますのでご注意ください。

対象期間 | 令和3年10月1日～10月24日まで

支給額 | 1店舗あたり60万円から480万円2.5万円~/日（売上によって）

対象要件 | 下記参照

区分	A認証済店	B非認証店
	徹底点検済証 交付・掲示	徹底点検済証 未交付・未掲示
時短営業	5時～21時までの間	5時～20時までの間
酒類提供他	11時～20時まで	自粛
人数	1グループ・1テーブル4人以内	—

※B非認証店でも協力金の対象になりますが、20時までの時短営業と酒類の提供自粛が要件となっています。

※要請期間の途中から点検済証を取得した場合、10月1日から点検済証を取得するまでは、B非認証店として要請に協力し、取得後は、A認証済店として要請に協力することで協力金の対象となります。

※飲食を主として営業している店舗は、カラオケ設備の利用自粛を要請

《徹底点検済証の交付を受ける場合》

感染防止徹底点検済証の交付を受けたい場合は、東京都に予約をして店舗の感染対策をチェックしてもらう必要があります。

◆予約方法◆

①電話 | 0120-313-213（平日9時～19時）

②ウェブ | コロナリーダー登録メールを確認
不明な点は民商へご連絡ください。

飲食店等感染防止 徹底点検済



↑徹底点検済証

* 緊急事態宣言解除 *

リバウンド防止措置期間へ

《10月1日から10月24日まで》

△緊急事態解除も引き続き時短営業要請
緊急事態宣言が解除されましたが、東京都は10月1日から24日までの期間をリバウンド防止措置期間として、都民には外出時の混雑を避けるよう要請、飲食店等には引き続き時間短縮営業等の要請をしています。飲食店に対する要請内容や協力金については左記をご確認ください。

△国・月次支援金は10月まで延長

10月1日より緊急事態宣言が解除されましたが、経済産業省は新型コロナの影響で打撃を受ける事業者に支給している月次支援金の対象期間を10月分まで延長すると発表しました。10月分の申請は11月から開始する見通しです。

△民商共済会加入者で新型コロナに感染した場合
民商で共済会に加入している方で、新型コロナウィルスに感染し入院又は自宅待機した場合や、濃厚接触者として保健所等の支持により自宅待機を行った場合は入院見舞金、また安静加療見舞金の対象になります。前述に当てはまる場合は民商にご連絡ください。※入院、または自宅待機時に民商共済会に加入していることが条件。免責期間はなく、さかのぼって申請できます。

協力金を受給している方は対策学習会にご参加を

来年の税金が高額に!? 確定申告前に知っておくべきこと

コロナ禍で、各種協力金や支援金などを受給している方も多と思います。これらは収入（売上）となり、所得税・事業税・住民税・健康保険料・介護保険料などが、ビックリするほど高額になることが予想されます。協力金を受給された方は、ぜひ、対策学習会にご参加を。

日時：10月16日（土）13時30分～ 1時間半程度

会場：あーちぷらざ4階 | 民商事務所の上階

予約：03-3963-8421 *資料等の準備のためご予約下さい

板橋民商だより

第62期
第04号

2021年
10月11日

板橋民商工会

◎033396339329
◎033396338421



ちよこつといい話と困った話

武田 仁(板橋民商サポーター)
 ときどきセルフレジ
 コロナ禍の中、多くのスーパーでレジでの現金受け渡しはほとんど無くなりました。自分で機械に現金を入れて自動でお釣りをもらい、自動で領収書ももらいます。まあ、機械相手に不向きな私でもそつなく付き合っています。
 ところがです。商品のバーコード読み取りから現金扱いまで全て自分で行うセルフレジが出てくるんですね。東武練馬のイオンで出会いました。レジ係のおばさん(お姉さん)がいつもやってくれている商品一つ一つのバーコードを機械に読み取らせて

ることがなかなか難しい。商品
 をいろいろといくら動かしても「ピー」という読み取り完了の音が出てこないのです。そのコーナの出口付近にいた係の人が手助けしてくれて、何とか済ませることができましたが通常レジの倍以上の時間がかかったと思います。私ら高齢の利用はなかなか難しいと思いましたが。レジ係のおばさん達の仕事の巧みさを改めて知ったことと、時間がかかってもセルフレジを利用させることの効用はいかほどかと心配も出てきました。
 お店の人と言葉でいろいろとやりとりをしながら買い物をするのが本当に少なくなりました。

新型コロナに関する申請・相談会の日程

10/11(月)	10/12(火)	10/13(水)	10/14(木)	10/15(金)
○	○	午後のみ	○	○

今後の主な日程

- 10/13 (水) 組織拡大・専門部 18:15～ 民商事務所
 前野・上常・中若支部役員会 19:00～ 民商事務所
 10/16 (土) 税金対策学習会 13:30～ あーちぷらぎ4階
 10/19 (火) 大谷口・大山支部役員会 19:00～ 仲町地域センター
 10/21 (木) 板橋・中板・坂上支部役員会 19:00～ 上田さんのお店
 10/22 (金) 共済会作業日 15:00～ 民商事務所
 10/25 (月) 消費税を5%に！宣伝 17:30～ 本蓮沼駅
 10/27 (水) 共済理事会 19:00～ 民商事務所

自宅でカンタン 抗原検査キット 残り僅か

板橋民商共済会が取り組む新型コロナウイルスの抗原検査キットが残り僅かとなっています。共済会員は無料、未加入の方は1000円で受診できます。

※検査キットは、綿棒で鼻から検体を採取し調べるタイプのものです。

お問合せは民商まで。03-3963-8421

新型コロナ関連 現在活用できる主な制度

	名称	内容	給付対象・条件など	申請期間
協力金・給付金	感染拡大防止協力金15回目 飲食関連	7月12日～8月31日 1日4万円～	左記期間、酒類・カラオケの提供を中止し 休業または20時まで時短営業に協力した飲食店	9月15日～10月15日
	感染拡大防止協力金16回目 飲食関連	9月1日～9月30日 1日4万円～	左記期間、酒類・カラオケの提供を中止し 休業または20時まで時短営業に協力した飲食店	10月14日～11月15日 予定
	国・月次支援金 飲食店以外	法人 各月上限20万円 個人 各月上限10万円	4月5月6月7月8月9月の売上が 2020年又は2019年の同月比売上50%以上減少	8月分=10月31日まで 9月分=11月30日まで
	都・月次支援給付金 飲食店以外	2.5万円～60万円 ※業種や減少率によって	国の月次支援金を受給した方に上乗せ支給 4月5月6月 7月8月9月 または、2020年又は19年の同月比売上30%以上減少	4～6月分=10月31日まで 7～8月分=1月14日まで
減免猶予	国保・後期高齢・介護保険料の減免申請	～最大全額免除	新型コロナの影響で前年收入より3割以上の減収が見込まれる世帯 後期高齢者医療制度、介護保険料も同様の制度あり	令和4年3月31日まで
	各種税金の支払い猶予	原則1年の支払い猶予	新型コロナの影響で、納税すると生活が困窮する場合や 感染した場合など、納税が困難な方	お問い合わせください